

山県市立高富小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行 以下「法」という）を踏まえ、高富小学校の全ての児童が決して悲しい思いをすることなく、安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、望ましい人間関係を築き、いじめを早期発見し、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめのとりえ

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

(2) 基本認識

- ・いじめは、「人間としていかなる場合においても絶対に許されない」ものである。
- ・いじめは、「本校のどの児童にも起こり得る」ものである。
- ・いじめは、「見ようと思って見ないと、見つけにくい」ものである。

(3) 学校としての構え ～「いじめ見逃し0」～

- ・児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見と早期対応、並びにいじめ問題への対処を行い、一人一人の児童を守る。
- ・いじめ問題の未然防止や根絶に向けて、全教職員が一枚岩になって、組織的な指導体制により全教職員で問題解決に当たる。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて指導に当たり、全ての児童に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない」学級及び学校づくりを推進する。
- ・いじめが解消したことを即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組

□発達支持的生徒指導

(1) 心地よい規律がある学級及び学校づくり

- ・基本的な生活習慣に心地よさを感じられるように、望ましい姿やその意味を児童とともに確かめたり、取り組む姿を認めたりする。
- ・SW-PBSの考え方に基づいた、すべての児童を対象とした一次支援を行う。具体的には、学級や全校の「宝

物」をつくり自治的な風土が生まれるように、全校が一丸となる取組を実施したり目標に向けた努力の積み重ねを明確にしたりする。

- ・係や委員会、掃除や給食などを責任もって取り組み、学級や全校に貢献できるように、仕事の内容や取り組み方を明確にしたり、創意工夫できる場を設けたりする。

(2) 確かな学力を身に付けさせる授業づくり

- ・全ての児童が「分かった」「できた」「考えることが楽しい」という充実感や達成感を味わえるように、仲間と学び合う学習や個に応じた指導を充実する。
- ・生活科や総合的な学習の時間を充実し、地域の人や自然に直接関わり、地域の人や自然に感謝する気持ちを育んだり、障がいのある人を含め全ての人を大切にしたりできるようにする。
- ・道徳の時間を要として、全教育活動を通して全ての児童に、命や人権を大切にする心や規範意識が育つようにする。
- ・くらしの中にある偏見や差別を見抜き、偏見や差別を許さない人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進するために、「ひびきあい活動」の取組を充実させると共に、全教育活動を通して「認識力」「自己啓発力」「行動力」を培う。

(3) よいことみつけを核にした人権教育

- ・学級目標に照らして、仲間を思いやったり、仲間の幸せのために行動できたりしたことを常に評価し続ける。
- ・各学級で「ちがいを認め、協働できる子」について考えることを通して、一人一人がかけがえのない存在であることや、仲間に悲しい思いをさせないことを意志決定させ、行動に移せるように指導する。
- ・「よいことみつけ」の取組を中心に、自己肯定感や自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、一人一人のよさや頑張り、成長を認め合える学級経営を行う。
- ・「心の宝物」を教職員の合言葉とし、児童一人一人のちょっとした変化を見逃さず声をかけたり、少しの頑張りや成長も見逃さず位置付けたり価値付けたりすることを指導の基本とする。
- ・全職員で全校児童のよさを見つけ、学級、学年を超えて見届ける。

(4) 保護者と共に歩む学校づくり

- ・インターネット等でのいじめを未然に防止するために、児童への指導のみならず4月のPTA総会や学級懇談会、家庭教育学級等の場を活用し、教職員及び保護者との間で共通理解を図り、情報モラル教育の推進を図る。

3 いじめの早期発見と早期対応

□課題未然防止教育

(1) 的確な情報収集と校内連携体制の充実

- ・いじめの早期発見と早期対応ができるように、学級担任や全教職員による毎日の日常的な声かけや行動観察を行い、児童のわずかな変化の把握に努める。
- ・とらえた事実やその要因分析について、毎週行われる生徒指導交流を通して共通理解し、スクールカウンセラーも含めて問題の解決に向けて組織的に対応する。
- ・年間3回の県のいじめ調査等を実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で、一人一人の状況を確認する。
- ・毎日午前と午後の2回「ここタン」と、年間4回「心のアンケート」を実施する。「心のアンケート」後

に学級担任と全児童との教育相談の機会を位置付けるなど、児童の悩みに関する相談・支援体制の充実を図る。（子供SOS24、適応指導教室「コスモス」等）

（２）教育相談の充実

- ・教職員は、問題が起きている・起きていないに関わらず、常に受容的かつ共感的な態度で児童の声に耳を傾け、情報収集や児童理解に努める。また保護者に対しても、職員全員が相談窓口であることを周知する。
- ・「本校では起こるはずがない、大丈夫だろう」と安易に考えず、常に危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・生徒指導主事や教育相談主任を中心に、学級担任、養護教諭、特別支援教育主任など、全教職員が自分の役割と責任を相互理解した上で協力し、保護者や関係諸機関と積極的に連携を図る。

（３）教職員の資質向上

- ・毎月の職員会や夏季休業中の研修会はもちろん、必要に応じて研修会を行い、様々な資料を活用したりスクールカウンセラーから指導を受けたりして充実した研修会を行う。
- ・校内に限らずいじめの事案があったときには、その具体的な事案から学び、すぐに校内の指導に生かすように研修会を適宜行う。

（４）保護者との連携の充実

- ・４月のPTA総会で、研修会を行うと共にいじめ防止の基本方針を説明し、学校と保護者が一枚岩になって取り組むことを共通理解したり、学級懇談会で常に話題にしたりする。
- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが絶対に許されないことを自覚させると共に、自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後の成長に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築く。

（５）関係諸機関との連携の充実

- ・いじめの問題を学校だけで抱え込まず、解決のために日頃から市教育委員会や警察、民生児童委員や学校運営協議会とのネットワークを大切にし、問題の迅速かつ適切な解決と未然防止に努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者との協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等との関係諸機関と連携して解決に当たる。
- ・いじめ防止教育として「いじめを考える日（思いやりウィーク）」を設けたり、SOSの出し方教育や情報モラル教育等のプログラムを実施したりして児童の人権意識の向上を図り、問題の未然防止や再発防止に努める。

4 いじめの未然防止及び対策委員会の設置

（１）組織の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法第22条）

(2) いじめ未然防止・対策委員会

- ・学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、担任
- ・学校外職員：保護者代表（PTA役員）、地域代表（学校運営協議会）、スクールカウンセラー、民生児童委員、医師等

(2) いじめ未然防止・対策委員会

5 いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための年間計画（予定）

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式や学級開きで、いじめについて校長や学級担任が語る。 ・学級づくりにおいて、全員が活躍できる場を設定し、価値付ける。 ・学校だより及びHPにより、「方針」について発信する。 ・PTA総会等で方針を説明する。保護者と相談できる信頼関係作り。 ・児童や保護者と何でも相談できる場を、年間を通して位置付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「方針」の確認 ・校内委員会は4月から随時実施 ・学級懇談会 ・人権啓発授業
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会や民生委員と語る会で、「方針」の説明をする。 ・いじめ未然防止・対策委員会を実施する。 ・心のアンケート①・教育相談を実施し、児童の実態を捉える。 ・人権集会①で「ちがいを認め合うこと」について考え、話し合う。 ・「森と川の学校」の学習を通し、仲間と好ましい人間関係を築く（5年生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会 ・民生児童委員と語る会 ・人権研修会① ・いじめ防止サミット ・人権集会①
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導が事例研修を行い、いじめ未然防止に役立てる。 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについて考える日（思いやりウィーク）」を実施する。 ・個人懇談で、児童の実態を振り返ったり、夏休みのくらしに関わった話をしたりする。 ・「いじめ」の観点を踏まえた教職員による第1回自校評価を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日（思いやりウィーク）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育講演に参加し、人権意識を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市人権研修会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート②・教育相談を実施し、児童の実態を捉える。 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会等の取組を通して、仲間を大切にすることや自己有用感を高める。 ・教育事務所主催の人権教育研修会に参加し、職員会等で研修内容を報告し、いじめ未然防止に役立てる。 ・「山と歴史の学校」の学習を通し、仲間と好ましい人間関係を築く（6年生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修会②
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあい活動」で、「仲間を大切にすること」「いじめ」について意識を高めたり、道徳の授業を要に心を育てたりする。 ・修学旅行の取組を通し、仲間との関わりを育てる。（6年生） ・心のアンケート③・教育相談を実施し、児童の実態を捉える。校内事例研修会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひびきあい活動
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級の人権集会の取組を交流し、成果と課題を明らかにする。 ・教職員による第2回自校評価、保護者「学校アンケート」を行う。学 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権集会②

	校関係者評価とあわせて、次年度の重点を明確にする。	
1月	・心のアンケート④・教育相談を実施し、児童の実態を捉える。	
2月	・学校運営協議会等で、今年度いじめ問題の実態、成果と課題を説明するとともに、次年度の取組の重点を説明する。 ・学級懇談会で保護者と1年間の成果と課題を明らかにし共有する。	・学校運営協議会・民生児童委員と語る会 ・学級懇談会
3月	・学校だより等で、次年度の取組や重点などを説明する。	

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応【組織対応】 ～「いじめ未然防止・対策委員会」～

【重点・対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
→管理職等への報告、生徒指導交流を通して職員への周知、対応方針の決定をする。
- ② 事実関係の確実な把握
→複数の教職員で組織的に、保護者の協力も得て、その背景も十分に聞き取る。
- ③ いじめを受けた側の児童への心のケア
→必要に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家に力を借りて誠実に対応する。
- ④ いじめた側の児童への指導
→共感的理解に徹し、その背景についても十分踏まえ指導する。
- ⑤ 保護者への報告と指導の協力依頼
→いじめた側の児童及び保護者の謝罪も含み、指導に当たる。
- ⑥ 関係機関との連携
→市教育委員会への報告、警察や児童相談センター等との連携も行い、再発防止に努める。
- ⑦ 経過の見守りと継続的な支援
→いじめられた側、いじめた側の保護者との連携を図り、再発防止と見届けを行う。

(2) いじめ「解消」の定義

- ・いじめの「解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続（少なくとも3ヶ月）していること。この期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断すること。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめ行為より心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等で確認すること。

7 学校評価における留意事項

いじめの事実を隠すことなく、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見の取組に関すること

- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 重大事態への対処

- ①**重大事態の報告** 市教育委員会への「第一報」を迅速かつ確実に行う。
→市教育委員会の指導の下、協力して事実関係を調査する。
- ②**重大事態の調査** 事実関係を詳細に調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
→客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ③**調査結果の提供** いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
→誠実な対応に心がけ、心のケアを含め、児童及び保護者に対して安心感を与える。
- ④**調査結果の報告** 調査結果については市教育委員会を通じて市長に報告する。
→要望があればいじめを受けた本人、保護者の所見をまとめた文書を添える。

9 個人情報等の取扱い

【個人調査 アンケート等について】

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合を想定して、アンケート等については5年間保存する。

【参考資料】 ※いじめの未然防止と根絶に向けて研修会等で積極的に活用する。

・「生徒指導支援資料（1～7）」	国立教育政策研究所	(H21～R3)	
・「生徒指導リーフ（Leaf1～22、増刊号）」	国立教育政策研究所	(H24～H30)	
・「ほほえみと感動のある学校を目指して」	岐阜県教育委員会	(H24.3)	
・「教育相談 これだけは！」	岐阜県教育委員会	(H25.9)	
・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」	文部科学省	(H29.3)	
・「いじめ防止 これだけは！」	岐阜県教育委員会	(R1.11)	
・「子どもの目線に立つ2022」	岐阜県教育委員会	(R4.9)	
・「生徒指導提要」	国立教育政策研究所	(R4.12)	等